

半田市職員財産形成貯蓄等事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 半田市の職員に関する勤労者財産形成貯蓄(以下「財形貯蓄」という。)勤労者財産形成住宅貯蓄(以下「財形住宅貯蓄」という。)及び勤労者財産形成年金貯蓄(以下「財形年金貯蓄」という。)の事務取扱いについては、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれらの関係法令によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(取扱金融機関及び財形貯蓄等の種類)

第2条 財形貯蓄等の取扱いを行う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)及び財形貯蓄等の種類は、別表のとおりとし、取扱金融機関の1店舗が財形貯蓄等の事務を行うものとする。

2 市長は、この制度の円滑な運営を図るため取扱金融機関のうちから幹事金融機関を選定し、次の事項について覚書を締結するものとする。

- (1) 取扱金融機関相互の書類等の取り次ぎ及び連絡事項の伝達に関すること。
- (2) 財形貯蓄等の契約に基づく金銭を取扱金融機関に払い込むこと。
- (3) 事務の電算処理に関すること。
- (4) その他必要な事項

3 市長は、幹事金融機関と取扱金融機関との連絡調整に当たるものとして、取扱金融機関のうちから業態幹事金融機関を選定するものとする。

第2章 財形貯蓄

(加入資格)

第3条 財形貯蓄に加入できる者の資格は、初回入金日現在において職員であるものとする。

(申込時期)

第4条 加入契約をしようとする職員(以下契約をした職員を「加入契約者」という。)は、所定の申込書を毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない。

2 積立金の控除は、それぞれ4月1日から同月15日までの申込みは6月から、又は10月1日から同月15日までの申込みは12月から取扱金融機関において開始するものとする。

(加入契約の数)

第5条 加入契約の数は、最高2業態までとし、1業態における契約は1取扱金融機関で、かつ、1契約に限るものとする。ただし、2業態の範囲内において、次章の財形住宅貯蓄又は第3章の財形年金貯蓄と併せて契約の締結をすることができるものとする。

(積立方法)

第6条 積立方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 毎月の給料及び当該給料の支給日に支給される手当(単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当を除く。以下「給料等」という。)から一定額を積み立てる。
- (2) 6月及び12月の期末手当及び勤勉手当(以下「期末手当等」という。)からそれぞれ一定額を積み立てる。
- (3) 前2号を併用して一定額を積み立てる。

(積立額)

第7条 1回の積立額は、1契約につき1,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍とする。

(積立額の変更)

第8条 積立額の変更をしようとする加入契約者は、所定の変更届を毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の積立金の変更は、それぞれ4月1日から同月15日までの届け出は6月から、又は10月1日から同月15日までの届け出は12月から取扱金融機関において変更するものとする。

(積立期間)

第9条 積立期間は、3年以上とし、当該期間内において、年1回以上定期的な積立てをしなければならない。

(積立ての中断又は再開)

第10条 積立ての中断は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。

ただし、中断期間は、第1号、第2号及び第4号については2年間を、第3号については出国した日から7年間を超えることはできない。

- (1) 休職等のため給与が減額され、又は支給が停止されたとき。
- (2) 加入契約者又はその扶養親族が疾病、負傷又は不慮の災害等により著しく生活が困難となったとき。
- (3) 海外勤務となったとき。
- (4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項による積立ての中断又は再開をしようとする加入契約者は、所定の変更届を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の積立ての中断又は再開は、届出月の翌月から行うものとする。

(届出事項の変更)

第11条 加入契約者は、次の各号のいずれかに変更理由が生じた場合は、所定の変更届を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 届出印鑑
- (3) その他の届出事項

(積立金の払出し)

第12条 積立金の払出しをしようとする加入契約者は、所定の請求書を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

2 一部払出しの金額は、10,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍とする。

3 第1項による払出金は、翌月の15日までに取扱金融機関から加入契約者の指定する本人名義の口座へ、直接、払い込むとともに、払出しに係る計算書を加入契約者へ、直接、送付するものとする。

(解約)

第13条 解約は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。

(1) 満期を迎えたとき。

(2) 死亡又は退職したとき。

(3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項の解約をしようとする加入契約者は、所定の請求書を満期を迎えるものについては当該月の5日までに、満期以外のものについては毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

3 解約による元利金は、次の各号に掲げるところにより当該各号に掲げる期日までに取扱金融機関から加入契約者の指定する本人名義の口座へ直接払い込むとともに、解約に係る計算書を加入契約者へ直接送付するものとする。

(1) 満期を迎えるものの解約による元利金 満期日

(2) 前号以外の解約による元利金 翌月の15日

(貯蓄残高の預替え)

第14条 貯蓄残高の預替えは、次の各号に該当する場合に限りできるものとする。

(1) 10年以上の期間を通じて財形貯蓄をしていること。

(2) 転職、出向又は転勤以外の場合であること。

(3) 既に預替え制度を利用している場合は、当該預替えから10年を経過していること。

2 前項の預替えをしようとする加入契約者は、所定の申込書(預入申込書及び預替え継続申込書)に、従前の契約に係る証書が発行されている場合はその証書を添えて毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない。

3 前項の申込みにより旧取扱金融機関は、それぞれ4月1日から同月15日までの申込みは6月15日までに、又は10月1日から同月15日までの申込みは12月15日までに預替え残高を新取扱金融機関の指定口座へ振り込むものとする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その日の翌日とする。

4 預替えに伴う積立金の控除は、それぞれ4月1日から同月15日までの申込みは6月から、又は10月1日から同月15日までの申込みは12月から預替え後の取扱金融機関において開始するものとする。

(積立期間の終了及び満期の通知等)

第15条 積立期間の終了及び満期の通知は、積立期間の終了日又は満期日のそれぞれ2ヶ月前までに取扱金融機関から直接加入契約者へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた加入契約者は、積立期間の終了月の15日又は満期月の5日までに所定の手続等を行うものとする。

(貯蓄残高の通知)

第16条 貯蓄残高の通知は、毎年5月末日及び11月末日現在の額をそれぞれ翌月の25日までに取扱金融機関から加入契約者へ、直接、通知するものとする。

第3章 財形住宅貯蓄

(加入資格)

第17条 財形住宅貯蓄に加入できる者の資格は、初回入金日現在において55歳未満の職員とする。

(申込時期)

第18条 加入契約をしようとする職員(以下契約をした職員を「財形住宅加入契約者」という。)は、所定の申込書を毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない。

2 積立金の控除は、それぞれ4月1日から同月15日までの申込みは6月から、又は10月1日から同月15日までの申込みは12月から取扱金融機関において開始するものとする。

(加入契約の数)

第19条 加入契約の数は、取扱金融機関のうち1取扱金融機関に限り、1人1契約とする。ただし、前章の財形貯蓄又は次章の財形年金貯蓄と併せて契約する場合には、2業態の範囲内とする。

(積立方法)

第20条 積立方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 毎月の給料等から一定額を積み立てる。
- (2) 6月及び12月の期末手当等からそれぞれ一定額を積み立てる。
- (3) 前2号を併用して一定額を積み立てる。

(積立額)

第21条 1回の積立額は、1契約につき1,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍とする。

(積立額の変更)

第22条 積立額の変更をしようとする財形住宅加入契約者は、所定の変更届を毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない。

2 前項の積立金の変更は、それぞれ4月1日から同月15日までの届け出は6月から、又は10月1日から同月15日までの届け出は12月から取扱金融機関において変更するものとする。

(積立期間)

第23条 積立期間は、5年以上とし、当該期間内において年1回以上定期的な積立てをしなければならない。ただし、住宅（中古住宅を含む。）の購入、新築、増改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え（以下「増改築等」という。）の場合の積立期間は、5年未満とすることができる。

（積立ての中断又は再開）

第24条 積立ての中断は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。ただし、中断期間は、第1号、第2号及び第4号については2年間を、第3号については出国した日から7年間を超えることはできない。

- (1) 休職等のため給与が減額され、又は支給が停止されたとき。
- (2) 財形住宅加入契約者又はその扶養親族が疾病、負傷又は不慮の災害等により著しく生活が困難となったとき。
- (3) 海外勤務となったとき。
- (4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項による積立ての中断又は再開をしようとする財形住宅加入契約者は、所定の変更届を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の積立ての中断又は再開は、届出月の翌月から行うものとする。

（届出事項の変更）

第25条 財形住宅加入契約者は、次の各号のいずれかに変更理由が生じた場合は、所定の変更届を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 届出印鑑
- (3) 非課税貯蓄限度額
- (4) その他の届出事項

（解約）

第26条 解約は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。

- (1) 住宅の購入、新築又は増改築等（以下「住宅の取得等」という。）のとき。
- (2) 死亡、高度障がい又は退職したとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項の解約をしようとする財形住宅加入契約者は、所定の請求書に必要な書類を添付し、毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

3 解約による元利金は、取扱金融機関から財形住宅加入契約者の指定する本人名義の口座へ、直接、払い込むとともに、解約に係る計算書を加入契約者へ、直接、送付するものとする。ただし、死亡に係る契約は、遺族名義の口座へ、直接、払い込むことができるものとする。

4 第1項第1号の規定による払出しは、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 住宅の取得等後の払出方法 住宅の取得等の日から1年以内に住宅の取得等に要する費用の額以下で1回に限り払い出すことができる。

(2) 住宅の取得等前の払出方法 貯蓄残高の90%に相当する額又は住宅の取得等に要する費用の額の内いずれか低い額で1回に限り払い出すことができる。

(3) 住宅の取得等前の払出後の残額の払出方法

前号の払出しをした者で、住宅の取得等に要する費用の額が払い出した額を超えているときは、超えている部分の額を限度とし、払い出した日から2年以内で、かつ、住宅の取得等の日から1年以内に払出後の残額から1回に限り払い出すことができる。

(貯蓄残高の通知)

第27条 貯蓄残高の通知は、毎年5月末日及び11月末日現在の額をそれぞれ翌月の25日までに取扱金融機関から財形住宅加入契約者へ、直接、通知するものとする。

第4章 財形年金貯蓄

(加入資格)

第28条 財形年金貯蓄に加入できる者の資格は、初回入金日現在において55歳未満の職員とする。

(申込時期)

第29条 加入契約をしようとする職員(以下契約をした職員を「財形年金加入契約者」という。)は、所定の申込書を毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない。

2 積立金の控除は、それぞれ4月1日から同月15日までの申込みは6月から、又は10月1日から同月15日までの申込みは12月から取扱金融機関において開始するものとする。

(加入契約の数)

第30条 加入契約の数は、取扱金融機関のうち1取扱金融機関に限り、1人1契約とする。ただし、第2章の財形貯蓄又は前章の財形年金貯蓄と併せて契約する場合には、2業態の範囲内とする。

(積立方法)

第31条 積立方法は、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、生命保険会社の死亡(高度障がい)保険給付付終身年金(以下「生命保険型の財形年金貯蓄」という。)については、第2号及び第3号の積立てはできないものとする。

(1) 毎月の給料等から一定額を積み立てる。

(2) 6月及び12月の期末手当等からそれぞれ一定額を積み立てる。

(3) 前2号を併用して一定額を積み立てる。

(積立額)

第32条 1回の積立額は、1契約につき1,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍とする。

(積立額の変更)

第33条 積立額の変更をしようとする財形年金加入契約者は、所定の変更届を毎年4月1日から同月15日まで、又は10月1日から同月15日までの間に市長へ提出しなければならない

い。

2 前項の積立金の変更は、それぞれ4月1日から同月15日までの届け出は6月から、又は10月1日から同月15日までの届け出は12月から取扱金融機関において変更するものとする。

(積立期間及び積立終了月)

第34条 積立期間は、5年以上とし、当該期間内において年1回以上定期的な積立てをしなければならない。

2 積立終了月は、市長が定める財形年金加入契約者の退職月(以下「市長が定める退職月」という。)とする。ただし、市長が定める退職月前に退職した場合には、当該退職した月を積立終了月とする。

3 生命保険型の財形年金貯蓄の積立終了月については、生命保険会社の定める月とする。

(積立ての中断又は再開)

第35条 積立ての中断は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。

ただし、中断期間は、第1号、第2号及び第4号については2年間を、第3号については出国した日から7年間を超えることはできない。

(1) 休職等のため給与が減額され、又は支給が停止されたとき。

(2) 財形年金加入契約者又はその扶養親族が疾病、負傷又は不慮の災害等により著しく生活が困難となったとき。

(3) 海外勤務となったとき。

(4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項による積立ての中断又は再開をしようとする財形年金加入契約者は、所定の変更届を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の積立ての中断又は再開は、届出月の翌月から行うものとする。

(届出事項の変更)

第36条 財形年金加入契約者は、次の各号のいずれかに変更理由が生じた場合は、所定の変更届を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名

(2) 届出印鑑

(3) 非課税貯蓄限度額

(4) その他の届出事項

(契約事項の変更)

第37条 積立方法、最終預入日、年金受取開始日、年金受取期間及び年金受取方法の契約事項については、それぞれ取扱金融機関が定める要件に違反しない限り、最終預入日までに変更することができる。

(積立金の払出し)

第38条 積立金の払出しは、年金として受け取る以外はできないものとする。

(解約)

第39条 解約は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。

- (1) 死亡又は55歳未満で退職したとき。
- (2) 積立の中断期間を超えたとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項の解約をしようとする財形年金加入契約者は、所定の請求書を毎月15日までに市長へ提出しなければならない。

3 前項による解約の元利金は、翌月の15日までに取扱金融機関から財形年金加入契約者の指定する本人名義の口座へ、直接、払い込むとともに、解約に係る計算書を加入契約者へ、直接、送付するものとする。

(積立期間の終了時及び退職時の手続き)

第40条 財形年金加入契約者は、積立期間の終了にあたり「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」及び年金の支払いに関する事項を所定の届出書により積立終了日の属する月の翌月15日までに市長へ提出しなければならない。

2 財形年金加入契約者は、退職するにあたり「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」を退職等をする日の属する月の翌月15日までに市長へ提出しなければならない。

(据置期間)

第41条 据置期間を設ける場合には、財形年金加入契約者と取扱金融機関との契約に基づく積立期間の終了日の属する月から5年以内としなければならない。

(貯蓄残高の通知)

第42条 貯蓄残高の通知は、退職する月又は年金受取開始月のいずれか早い月(以下「退職等の月」という。)までは毎年5月末日及び11月末日現在の額を、それぞれ翌月25日までに取扱金融機関から財形年金住宅加入契約者へ、直接、通知するものとする。ただし、財形年金加入者の退職等の月以降の貯蓄残高については、毎年1回取扱金融機関が定める日現在の残高を翌月25日までに取扱金融機関から財形年金加入契約者へ、直接、通知するものとする。

(年金の受取開始日、受取期間及び受取方法)

第43条 年金の受取開始日は、60歳に達する日以後の日で財形年金加入契約者と取扱金融機関との契約で定める期間とする。

2 年金の受取期間は、5年以上20年以下の期間の範囲内で財形年金加入契約者と取扱金融機関との契約で定める期間とする。ただし、生命保険型の財形年金貯蓄の年金の受取期間は、生命保険会社が定める期間とする。

3 年金の受取方式は、財形年金加入契約者と取扱金融機関との契約で定める方式とする。

第5章 雑則

(契約証等の取扱い)

第44条 財形貯蓄及び財形住宅貯蓄の契約に係る証書の発行は、留保するものとする。ただし、生命保険会社と契約した財形貯蓄及び財形住宅貯蓄に係る証書は、生命保険会社が

ら、直接、加入契約者へ送付するものとする。

- 2 財形年金貯蓄の契約に係る証書は、取扱金融機関から直接財形年金加入契約者へ送付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 施行の日において施行の日の前日から契約が継続している財形貯蓄及び財形住宅貯蓄並びに財形年金貯蓄については、この要綱により締結されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

業 態	財形貯蓄の種類	財形住宅貯蓄の種類	財形年金貯蓄の種類	取引金融機関
普通銀行	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (財形年金預金)	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 大垣共立銀行株式会社
信用金庫	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (財形年金預金)	岡崎信用金庫 瀬戸信用金庫 碧海信用金庫
労働金庫	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (財形年金預金)	東海労働金庫
信託銀行	合同運用信託 (金銭信託)	合同運用信託 (金銭信託)	合同運用信託 (金銭信託)	中央三井信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社
証券会社	有価証券 (公社債投資信託)	有価証券 (公社債投資信託)	有価証券 (公社債投資信託)	野村證券株式会社 大和證券株式会社 日興コーディアル証券株式会社 みずほインベスターズ証券株式会社
	有価証券 (国債プラス社債)	有価証券 (国債プラス社債)	有価証券 (国債プラス社債)	新光証券株式会社 SMBCFレンド証券株式会社
	有価証券 (国債)	有価証券 (国債)	有価証券 (国債)	三菱UFJ証券株式会社
生命保険会社	生命保険 (貯蓄積立保険)	生命保険 (住宅貯蓄積立保険)	生命保険 (貯蓄年金積立保険)	AIGスター生命保険株式会社 明治田舎生命保険相互会社 第一生命保険相互会社